

高齢者の消費者被害

～トラブルに巻き込まれないために～



■日時 2020年10月17日(土) 午前10時30分～12時
■場所 旭区老人福祉センター 3階会議室
■参加費 無料
■内容 悪質商法に遭わないために
被害事例と、被害防止について



■講師 大阪市消費者センター 消費生活専門相談員

■対象 利用証をお持ちの方(60歳以上の方)

■定員 15名(先着順)

■申込み 9月28日(月)から **来館・電話** にて

※申込みは、午前10時～午後5時まで 代理申込不可



■主催 旭区老人福祉センター【指定管理者】社会福祉法人 リベルタ

■問合せ 06-6955-1377 日・祝・年末年始を除く AM10:00～PM5:00

■新型コロナウイルス等感染症予防対策の一環と致しまして、以下の項目についてご協力ください。

1. 会場入場時にアルコール消毒等、手洗いにご協力ください。
2. マスクを着用してご参加ください。
3. 当日、発熱や風邪のような症状のある方につきましては参加をお控えください。

新型コロナウイルス感染症拡大状況によりましては、本講座を中止、または延期とさせていただきます。

あらかじめご了承ください。



申込書



『高齢者の消費者被害 ～トラブルに巻き込まれないために～』に申し込みます。

■氏名 _____ ■性別 男 ・ 女

■住所 _____ ■年齢 _____

■電話番号 _____ ■利用証番号 _____

講座参加に際し、配慮が必要なことがございましたら、当センターまでご相談ください。